

(掲示)

× i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕							〔現行〕								
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)								
料金表							料金表								
通則							通則								
1～25 (略)							1～25 (略)								
(注) (略)							(注) (略)								
第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)							第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)								
第1～第5 (略)							第1～第5 (略)								
第6 ユニバーサルサービス料							第6 ユニバーサルサービス料								
1 (略)							1 (略)								
2 料金額							2 料金額								
1 契約ごとに							1 契約ごとに								
区 分			料 金 額 (月額)				区 分			料 金 額 (月額)					
ユニバーサルサービス料			税抜額 2 円(税込額2.16円)				ユニバーサルサービス料			税抜額 3 円(税込額3.24円)					
(注) (略)							(注) (略)								
第2表～第6表 (略)							第2表～第6表 (略)								
別表1～別表7 (略)							別表1～別表7 (略)								
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者							別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者								
1 2以外のもの							1 2以外のもの								
地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
				通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード					通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	南・北	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アメリカ地方							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	台湾	<u>Taiwan Star Telecom Corporation Limited</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ブルガリア共和国	<u>Telenor Bulgaria EAD</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	

アメリカ地方						
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>BPL Mobile Communications Ltd.</u>	5	二	A ● III	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	台湾	VIBO Telecom Inc.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ブルガリア共和国	<u>COSMO BULGARIA MOBILE EAD</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タンザニア連 合共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mic Tanzania Ltd	7	—	△A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年2月28日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表9 (略)

附 則(平成26年12月24日経企第1457号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 323号(平成26年6月6日)の附則第3項中「平成26年12月31日」を「平成27年1月12日」に改めます。

4 経企第 768号(平成26年8月25日)の附則第3項中「平成26年12月31日」を「平成27年1月12日」に改めます。

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タンザニア連 合共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mic Tanzania Ltd	△7	—	△A	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年1月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表9 (略)

(揭示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

〔改 正〕					〔現 行〕						
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)						
料金表					料金表						
通則					通則						
1～28 (略)					1～28 (略)						
(注) (略)					(注) (略)						
第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)					第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)						
第1～第5 (略)					第1～第5 (略)						
第6 ユニバーサルサービス料					第6 ユニバーサルサービス料						
1 (略)					1 (略)						
2 料金額					2 料金額						
区 分		単 位		料 金 額 (月額)	区 分		単 位		料 金 額 (月額)		
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに		税抜額 2 円( 税込額2.16円)	ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに		税抜額 3 円( 税込額3.24円)		
	加算額	1 追加番号ごとに		税抜額 2 円( 税込額2.16円)		加算額	1 追加番号ごとに		税抜額 3 円( 税込額3.24円)		
(注) (略)					(注) (略)						
第2表～第7表 (略)					第2表～第7表 (略)						
別表1～別表8 (略)					別表1～別表8 (略)						
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者					別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者						
1 2以外のもの					1 2以外のもの						
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード

南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	台湾	<u>Taiwan Star Telecom Corporation Limited</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			<u>BPL Mobile Communications Ltd,</u>	5	二	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	台湾	VIBO Telecom Inc.	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

パ 地 方	ブルガリア共 和国	Telenor Bulgaria EAD	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タンザニア連 合共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mic Tanzania Ltd	7	—	△A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年2月28日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

- 附 則(平成26年12月24日経企第1457号)  
(実施期日)  
1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。  
(経過措置)  
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

パ 地 方	ブルガリア共 和国	COSMO BULGARIA MOBILE EAD	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タンザニア連 合共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mic Tanzania Ltd	△7	—	△A	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年1月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

(掲示)

無線IP通信網サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕																						
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別表5 国際無線IPに係る外国の電気通信事業者等</p> <table border="1" data-bbox="332 743 902 1558"><thead><tr><th>事業者名</th></tr></thead><tbody><tr><td>AT&amp;T Mobility LLC</td></tr><tr><td>Boingo Wireless, Inc</td></tr><tr><td>BT Openzone</td></tr><tr><td>China Mobile Communications Corporation</td></tr><tr><td>Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,</td></tr><tr><td>Far Eastone Telecommunications Co., Ltd</td></tr><tr><td>Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited</td></tr><tr><td>KT Corporation</td></tr><tr><td>Real Future Company Limited</td></tr><tr><td>Y5ZONE Limited</td></tr></tbody></table> <p>附 則 (平成26年12月24日経企第1457号) この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。</p>	事業者名	AT&T Mobility LLC	Boingo Wireless, Inc	BT Openzone	China Mobile Communications Corporation	Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,	Far Eastone Telecommunications Co., Ltd	Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited	KT Corporation	Real Future Company Limited	Y5ZONE Limited	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～4 (略)</p> <p>別表5 国際無線IPに係る外国の電気通信事業者等</p> <table border="1" data-bbox="1516 743 2086 1558"><thead><tr><th>事業者名</th></tr></thead><tbody><tr><td>KT Corporation</td></tr><tr><td>Boingo Wireless, Inc</td></tr><tr><td>True Corporation</td></tr><tr><td>Y5ZONE Limited</td></tr><tr><td>BT Openzone</td></tr><tr><td>China Mobile Communications Corporation</td></tr><tr><td>Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,</td></tr><tr><td>Far Easton Telecommunications Co.,Ltd</td></tr><tr><td>Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited</td></tr><tr><td>AT&amp;T Mobility LLC</td></tr></tbody></table>	事業者名	KT Corporation	Boingo Wireless, Inc	True Corporation	Y5ZONE Limited	BT Openzone	China Mobile Communications Corporation	Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,	Far Easton Telecommunications Co.,Ltd	Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited	AT&T Mobility LLC
事業者名																							
AT&T Mobility LLC																							
Boingo Wireless, Inc																							
BT Openzone																							
China Mobile Communications Corporation																							
Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,																							
Far Eastone Telecommunications Co., Ltd																							
Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited																							
KT Corporation																							
Real Future Company Limited																							
Y5ZONE Limited																							
事業者名																							
KT Corporation																							
Boingo Wireless, Inc																							
True Corporation																							
Y5ZONE Limited																							
BT Openzone																							
China Mobile Communications Corporation																							
Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,																							
Far Easton Telecommunications Co.,Ltd																							
Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited																							
AT&T Mobility LLC																							

専用回線等接続サービス契約約款の一部改正

〔改正〕				〔現行〕			
第1章～第13章 (略)				第1章～第13章 (略)			
料金表				料金表			
通則				通則			
1～12 (略)				1～12 (略)			
(注) (略)				(注) (略)			
第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)				第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)			
第1～第4 (略)				第1～第4 (略)			
第5 ユニバーサルサービス料				第5 ユニバーサルサービス料			
1 (略)				1 (略)			
2 料金額				2 料金額			
区 分		単 位		料 金 額 (月額)		料 金 額 (月額)	
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)	ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)
	加算額	1 センタ側課金番号ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)		加算額	1 センタ側課金番号ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)
		1 I P 電話番号ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)			1 I P 電話番号ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)
		1 G W 接続用 I P 電話番号ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)			1 G W 接続用 I P 電話番号ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)
(注) (略)				(注) (略)			
第2表～第3表 (略)				第2表～第3表 (略)			
別表1～別表4 (略)				別表1～別表4 (略)			
附 則 (平成26年12月24日経企第1457号)							
(実施期日)							
1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。							
(経過措置)							
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。							

(掲示)

ワイドスター通信サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕												
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～21 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 ユニバーサルサービス料</p> <table border="1" data-bbox="359 915 1466 1052"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額 (月額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>ユニバーサルサービス料</td><td>1 契約ごとに</td><td>税抜額 2 円( 税込額2.16円)</td></tr></tbody></table> <p>(注) (略)</p> <p>第2表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p> <p>附 則(平成26年12月24日経企第1457号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	区 分	単 位	料 金 額 (月額)	ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 2 円( 税込額2.16円)	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～21 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 ユニバーサルサービス料</p> <table border="1" data-bbox="1543 915 2650 1052"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額 (月額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>ユニバーサルサービス料</td><td>1 契約ごとに</td><td>税抜額 3 円( 税込額3.24円)</td></tr></tbody></table> <p>(注) (略)</p> <p>第2表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>	区 分	単 位	料 金 額 (月額)	ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 3 円( 税込額3.24円)
区 分	単 位	料 金 額 (月額)											
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 2 円( 税込額2.16円)											
区 分	単 位	料 金 額 (月額)											
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	税抜額 3 円( 税込額3.24円)											